子供家庭支援課からのご案内



安定した就労を目指す ひとり親の皆さまへ



西宮市では、ひとり親の皆さまの就労を支援する制度をご用意しています。

詳しくは子供家庭支援課までお問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金

看護師、介護職員初任者研修、簿記検定等の教育 訓練講座を就職やキャリアアップのために受講し 修了した場合、入学金と受講料の6割を給付しま す。

※西宮市ホームページ QRコード



高等職業訓練促進給付金

看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作 業療法士等の養成機関で修業中の生活を支援し ます。

※西宮市ホームページ ORコード



★母子・父子自立支援プログラム・ひとり親家庭住宅支援資金貸付

★母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の父又は母が、新たに就職したい、よりよい仕事につきたい場合などに、就業のための支援を行います。

<対象となる方>

市内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父、児童扶養手当を受給している方

<支援の流れ>

面接により希望や経験などをお聞きし、プログラム策定員がハローワークに同行し、ハローワーク担当者へ引継ぎを行います。ご希望があれば、ハローワークでの支援メニューの選定に同席して就業を支援します。

★ひとり親家庭住宅支援資金貸付

※貸付には、母子・父子自立支援プログラムの策定が必要です。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会が行う住宅支援資金の貸付で、上記の母子・父子自立支援プログラム策 定を受けて、1年間継続して就労したときは、償還が免除されます。

<対象となる方 >

母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、1年以内に就労・所得増が見込まれる転職を目指す方

<貸付内容>入居している家賃の実費(月額4万円以内) ※持ち家は対象外、連帯保証人が1名必要です。

<申請時期>母子・父子自立支援プログラムの策定後

<貸付期間>上限12か月 ※就労が決定しても引き続き貸付を受けられます

<貸付金送金時期>申請からおおむね2か月後、以降3か月ごとに送金

※継続して求職活動中である証明、就労した場合は勤務先からの在職している証明が必要です。

<償還免除>

貸付を受けた日から1年以内に、プログラムの目標に合った就職をし、1年間継続して就労したとき

お問い合わせ先:子供家庭支援課 受付時間:午前9時から午後5時30分 20798-35-3166 ※事前にお電話で面接の予約をお願いします。